令和８年度鶴岡市環境保全推進員研修会アンケート　Ｑ＆Ａ

1. 研修会全体を通しての意見や質問

〇町内のごみステーションにマネキンが置いてありました。粗大ごみ扱いになっており、リサイクルプラザに持ち込めるのでしょうか。

（回答）

一般家庭から出されたものは、リサイクルプラザに持ち込み可能です（有料）しかし、事業所から排出された疑いがある場合は、指導員が確認に向かいますので、市環境政策課へご連絡ください。

〇他の地域からの持込みが疑われる場合はどうしたらよいでしょうか。

（回答）

他地域から持ち込まれたものがある場合は、むやみに開けず、市環境政策課へご連絡ください。内容物等を確認し、排出者が特定できた場合は文書等の投函、または、口頭での指導をいたします。

〇ごみステーションに長く取り残されているごみの処理についてどのようにすべきでしょうか。

（回答）

違反ごみの排出者に改善を促すために、留め置きを行います。長期間残されている場合は指導員が確認に向かいますので、市環境政策課へご連絡ください。ただし、ごみの性質により放置すると危険を及ぼすおそれのある場合は、すぐに市環境政策課にご相談をお願いいたします。

〇ごみステーションに置かれた消火器等、集落の責で処理すべきでしょうか。

（回答）

ひとつ前の回答と同様に、指導員が確認に向かいますので、市環境政策課へご連絡ください。

なお、消火器は「市で処理することができないごみ」です。日本消火器工業会指定の販売代理店にお問い合わせをお願いいたします。（有料）

処理方法につきましては、リンク先をご参考ください。

（鶴岡市ホームページ：消火器の適切な処分について）

https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/gomi-seikatsu/bunbetsu/shoukaki.html

〇ピンクのごみ袋について、シールを貼られていた場合は、誤ったごみを取り除けばいいのですか？ 「汚れ」と書かれているときは、もやすごみ袋にそのまま入れていいのでしょうか。

（回答）

分別間違いなどにより黄色いシールが貼られた場合は、対象のごみを取り出して正しく分別し、シールに×（バツ）印を記入して、再度該当する収集日に出してください。

袋の中に汚れの酷いものや付着物が付いた（残った）容器類がある場合、シールに「汚れ」と記載することがあります。「汚れ」を取り除くことができる場合は、再度桃色袋に入れて排出してください。取り除くことができない場合は、もやすごみでの排出をお願いいたします。

〇連休などがあり、発生するごみの量が多くなる時は、BOX に入りきらず外に出し放しになります。青ネット等で覆う等のほかに、いい案はありますか？

（回答）

当課では、連休明けなどの一時的なごみの排出増加には、青ネット等で覆うご案内をしているところです。青ネットについては、お手数をおかけしますが、事前に当課までお申し出いただけますと推進員の方へお渡ししています。（ご自宅へのお届けも可能です） カラスに荒らされにくい、枝や乾燥させた草類、紙類はステーションの外に出し、生ごみの袋を中に入れるなど、各ステーションでの対策をお願いいたします。

〇啓発パネルの種類を教えてください。

（回答）

正しい分別の啓発や町内会専用の掲示、制度の周知など各種ありますが、ご相談に応じ作成することが可能です。ご希望の規格・枚数をご準備いたしますので、地域内で啓発を行いたい場合は市環境政策課へご相談ください。

〇発泡スチロール、箱ごと出すのはどうしたらいいですか？

（回答）

発泡スチロールは、プラスチック製容器包装類に区分されますので、汚れていない場合はそのまま桃色袋に入れて出すことができます。袋に入らない場合は砕いて出すことも可能です。なお、汚れを取り除くことができない場合はもやすごみに入れて出してください。

〇集合住宅の近くのごみステーションが上手くいってない気がします。市の方で管理者に指導できませんか？

（回答）

現場の状態を確認し、管理者を通して指導が可能です。該当のごみステーションの詳細について、市環境政策課にご連絡ください。

〇ごみ焼却施設（エコファイア）へ一般生活ごみを持ち込む場合、本人でないと受け付けてくれないが、融通出来ないのでしょうか（本人入院などの場合）

（回答）

同居している家族や、市外に住んでいる場合でも血縁関係がある方であれば受付できます。

法律により、他世帯の他人のごみを持ち込むことはできません。

〇分別講習は、いつどこでやっているのですか？

（回答）

鶴岡市内在住、在勤、在学の団体・事業者・グループ（おおむね 10 名以上）の方を対象に平日の日中に職員を派遣しています。会場の手配は申し込まれる方にお願いしています。計画の段階（予定日の 2 週間以上前）までに、市環境政策課へ事前相談をお願いします。詳細はリンク先をご覧ください。

（鶴岡市ホームページ：ごみ分別出前講座について）

https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/gomi-seikatsu/kakushuseido/demaekouza.html

〇今年度より推進員をさせていただきます。が、担当地区のごみステーションの位置がわかりません。自分で探すのでしょうか？

（回答）

ごみステーションの場所などについては、市環境政策課までお問合せください。必要に応じて情報提供が可能です。ただし、地図は個人情報の観点からお渡ししておりません。

〇しょう油が大量に漏れた場合は、どこに出せばよいでしょうか？

（回答）

紙や布でふき取り、ふき取った紙・布はもやすごみで処分してください。

〇個人や事業所の土地以外の道路端、側溝、路側帯などに草木が茂っている箇所が見受けられますが、町内会・自治会の責任で草刈り等行わなければなら

ないのでしょうか？ごみ袋も町内会の負担になるのか、ステーションへ通常通り出しても良いのでしょうか？

（回答）

道路端、側溝等については、管理者が鶴岡市や山形県の場合があります。それぞれの管理部署に繋ぎ、対応いたしますので市環境政策課までご連絡ください。

市や県の管理であれば町内会・自治会の管理責任は発生せず、町内会の負担でごみ袋を用意する必要はありません。

〇空き地・空き家の適正管理について、組織的に建築課（家屋 etc.）環境政策課（雑草 etc.）と窓口を分けましたが、このことで問題解決がスムーズに処理されるようになったのでしょうか？

（回答）

令和7年度以降「空き地（および小動物等）」は環境政策課で対応しており、「空き家」の適正管理は建築課、利活用は都市計画課で対応しております。

業務の分散により、以前よりも対応はスムーズに行えていると考えております。

今後も関係各課と連携を図り、衛生的かつ安全な環境づくりに努めてまいりますので、お気づきの点がございましたら市環境政策課までご連絡ください。

〇これから空き家が増えていくと思います。また、鶴岡市内は空き店が多くなってきています。このような、空き店をどのようにしていきますか？

（回答）

市が行った令和7年度の空き家実態調査では、空き家棟数が4，035棟と令和2年度より453棟増加しております。

市では空き家（空き店舗）の利活用を希望する方について、不動産会社や空き家・空き地の活用等に取り組む NPO 法人「つるおかランド・バンク」をご案内しております。また、危険な空き家の解体については、補助金を活用していただき、解体の促進につなげております。

今後とも、関係機関や地元との連携・協力を図りながら空き家の適正管理に努めてまいります。

廃棄物の減量・リサイクルの推進・環境保全などの取組み・情報発信方法や、研修会へのご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。

業務に反映させていくとともに、よりわかりやすく今後の活動のためになる研修会を開催できるように努めてまいります。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

鶴岡市市民部環境政策課